

財形住宅預金規定

第1条（預入れの方法等）

- (1) 財形住宅預金（以下「この預金」といいます。）は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預け入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

第2条（預金の種類、自動継続）

- (1) 前条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) この預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は、最長預入期間にその元利金の合計額および最長預入期間に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

第3条（預金の支払方法等）

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しするものとします。

第4条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間に応じ、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当金庫所定の次の預入期間に応じた利率を用いて、1年複利の方法で計算します。

利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

 - A. 1年以上2年未満……当金庫所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上……当金庫所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金を「財形預金共通規定」第4条（預金の解約、書替継続）第1項により満期日前に解約する場合、および第4条第2項および第3項により解約する場合には、その利息は預入日（継

続したときは、最後の継続日) から解約日の前日までの日数について、下記の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6ヵ月未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6ヵ月以上1年未満・・・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6ヵ月未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×50%
- ④ 1年6ヵ月以上2年未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6ヵ月未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6ヵ月以上3年未満・・・・・・・・・・預入時の2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とします。

第5条(預金の解約)

- (1) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。
- (2) この預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

第6条(税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 第3条によらない払出しがあった場合
- ② 第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 第3条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

第7条(差引計算等)

- (1) 第6条第2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。
 - ① 第6条第2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率は、その約定利率とします。

第8条(転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により、財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6ヵ月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

第9条(非課税扱いの適用除外)

この預金の利息については、次の各項に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項および第2項による以外の預入れがあった場合。
- (2) 定期預入れが2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

第10条（預入金額の変更）

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

第11条（財形預金共通規定の適用）

この預金には、本規定の他「財形預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

R 3. 4. 1